

軽自動車税などの減免が受けられます!

身体障害者手帳などをお持ちの方が所有する軽自動車などは、申請をして税の減免を受けることができます。

提出書類 ・減免申請書

持参するもの ・障害者手帳など・車検証・印鑑
・運転する方の運転免許証

申請期限 5月24日(月)
(納期限5月31日の7日前まで)

申請先・問い合わせ先

軽自動車など……町税務課住民税係
(32)3111 (内線49)
普通自動車など…佐久地方事務所税務課
0267 (63) 3136

※受けられる減免は軽自動車税と自動車税の**いずれか1台**です。ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

減免基準

次の①、②、③のいずれかに該当し、もっぱら通学・通院もしくは生業のために使用する車のうち1台。

- ①**身体に障がいのある方の所有する軽自動車など**
- ②**精神に障がいのある方の所有する軽自動車など**
- ③**18歳未満で身体に障がいのある方、または精神に障がいのある方と生計を共にする方が所有し、運転する軽自動車など**

減免の対象となる障害

障害の区分	身体障害者手帳	戦傷者手帳
	障害の級別	障害の級別
視覚障害	1級～3級までの各級と4級の1	特別項症～第4項症まで
聴覚障害	2級及び3級	特別項症～第4項症まで
平衡機能障害	3級	特別項症～第4項症まで
音声機能障害	3級 (咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	特別項症～第2項症まで (咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)
上肢不自由	1級、2級の1と2級の2	特別項症～第3項症まで
下肢不自由	1級～6級までの各級	特別項症～第6項症までと第1款症～第3款症まで
体幹不自由	1級～3級までの各級と5級	特別項症～第6項症までと第1款症～第3款症まで
心臓機能障害	1級と3級	特別項症～第3項症まで
じん臓機能障害	1級と3級	特別項症～第3項症まで
呼吸器機能障害	1級と3級	特別項症～第3項症まで
ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級と3級	特別項症～第3項症まで
小腸の機能障害	1級と3級	特別項症～第3項症まで
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級と2級
	移動機能	1級～6級

- 知的障害者手帳の障害の程度の記載欄に「A」と表示される重度の障害。
- 精神障害福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害。

	改正後	改正前
均等割額	36,225円	35,787円
所得割率	6.89%	6.53%

$$\text{均等割 } 36,225\text{円} + \text{所得割 } (\text{前年中の総所得金額等} - 33\text{万円}) \times 6.89\% = \text{一人当たりの保険料}$$

保険料の計算方法

一人当たりの保険料額は、その方の前年中の所得に応じてご負担していただく部分「所得割」と、被保険者の皆さまに等しくご負担していただく部分「均等割」との合計額となります。

変わります 後期高齢者医療保険料率

後期高齢者医療制度の保険料率は、今後見込まれる医療費などの推計を基に2年ごとに見直すことになっていきます。平成22・23年度の保険料率は、平成20・21年度と比べると医療費などの増加が見込まれることから、次のとおり改正となりました。(図1)

所得が少ない方の保険料の軽減は継続されます。軽減内容は次のとおりです。

均等割軽減

世帯の所得に応じて、9割、8.5割、5割、2割を軽減

所得割軽減

住民税非課税のような所得の少ない方(年金収入で153万円以上211万円まで)は、5割軽減

会社などの健康保険の被扶養者であった方の軽減均等割の保険料は9割軽減され、所得割はかかりません。

※保険料額は収入金額や世帯構成により異なります。

問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係
(31)2512

参加者募集

あなたも龍神まつりに参加しませんか

7月31日(土)、御代田町最大のイベント、第38回龍神まつりが開催されます。

龍神まつり実行委員会では、まつりに参加していただける方を募集します。

まつりアナウンサー

まつり当日はさまざまなイベントが予定されていますが、そのアナウンスを各会場で行っていただきます。

募集人数 若干名

応募要件

- ・ 町内在住であること
- ・ ボランティアでのご協力いただけること

ステージ発表

龍神の杜公園、駅前ステージで、楽器や舞踊などを発表していただきます。希望いただいた方、グループの中から、まつり実行委員会の選考により決定します。

応募要件

- ・ 町内で活動している方、グループであること

露店の出店

まつり当日に、龍神の杜公園

園駐車場などへ出店いただきます。まつり道路へは出店できません。

応募要件

- ・ 町内在住者もしくは町内勤務者であること
- ・ 商品販売に必要な許可などを得ていること
- ・ 出店時間はまつり当日から終了まで

出店料

- ・ まつり前日の準備および翌日の片付けに参加いただける場合は無料、それ以外の場合は一店につき5千円です
- ・ 一店につき半張り(3.6m × 3.6m)のテントを当方で用意します
- ・ イスや机などは各自で用意していただきます

各項共通

募集期間

4月26日(月)～5月24日(月)
午前9時～午後5時
(土日、祝日は除く)

留意事項

発表や出店の時間や場所は実行委員会で決定しますので、ご希望に沿えない場合があります。

参加者募集

ナイターソフトテニス教室

体育協会テニス部では、日本で生まれたソフトテニスの魅力を伝えるためナイターソフトテニス教室を開催します。ソフトテニスを一度体験してみてください。

期 日

5月19日～7月14日までの
毎週水曜日(全10回)

時 間

午後7時～9時

場 所

町営テニスコート
(人工クレーコート)

対象者

小学校5年生以上の町在住、または在勤の方。

※初心者コースと初級コースの2コースを開設しますの
で、希望されるコースに申し込みください。

会 費

2,000円(10回)

持 参 品

- ・ ソフトテニス用ラケット
- ・ テニスシューズ

申し込み・問い合わせ先

御代田町体育協会テニス部
池田

090-1533-4697

090-2648-4367

中山

はしかにならない はしかにさせない

はしか(麻疹)は感染力が大変強く、また、かかると命を落とすこともあるくらい重い感染症です。

自分が感染しないためだけでなく、周りの方に感染を広げないためにも予防接種は有効です。赤ちゃんのときに、麻疹の定期予防接種を受けたことがない方はもちろん、受けたことのある方も2回目の予防接種を受けましょう。

2回目の定期予防接種は、2期として、保育園などの年長さんが対象ですが、麻疹の定期予防接種を1回しか受けていない世代が2回目の接種を受けられるよう、3・4期として中学1年生、高校3年生に相当する年齢の方が加えられました。

接種を受けられる期間は、平成23年3月31日までですが、4月から6月までの期間に受けることが望ましいとされていますので、体調を整え、できるだけ早めに接種を受けるようお勧めします。

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32)25554